

# 近代久留米における遊廓の成立背景と展開

～『娼妓所得金日記帳』にみる娼妓の生活～

## Study on history of the red-light district in early modern Kurume

平川 知佳

Chika HIRAKAWA

### はじめに

明治政府は、殖産興業および富国強兵というスローガンのもと、近代的な政治制度の整備と資本主義の発達をうながし、欧米諸国に負けない近代的な国家づくりを目指していった。また四民平等、義務教育制度の発足のほか文明開化の影響によって人々の暮らしや伝統的な価値観や風俗、習慣なども少しずつ変化していった。

明治5（1872）年、明治政府は、はじめて全国的に戸籍の調査を行った。それによって新しく戸籍制度が設けられた。近代的な国づくり（統一国家）をめざし、さまざまな諸政策をすすめていくためには、戸籍によって国民を把握することが必要だとされたからである。その新しい戸籍制度のもと、戸主は、国家に対して、納税や家族の就学、徴兵などの義務を負い、家族をまとめて「家」を維持していくという、家族の中で大きな権限を持つ立場となった。その後、西洋の自由・平等思想の影響を受けて起こった自由民権運動の中で、男女の同権も主張されるようになったものの、政府によって弾圧され、近代天皇制国家が成立する。明治民法によって近代市民法としての「家」制度が確立し、女性は、家族の関係や夫と妻の関係下では一段低く位置づけられていく。

中でも近代期において、女性の軽視がはっきり示されているのが、公娼制度であった。明治5（1872）年、「娼妓解放令」によって娼妓は金銭売買や年季奉公から解放されたように見えたが、遊廓は貸座敷と名前を変え存続し、娼妓が本人の意思ということで願ひ出た場合には、鑑札を与えて営業を続けさせた。その後、大正期には娼妓数は全国で約5万2000人にものぼったといい、近代期における公娼の増加と、貸座敷業の繁栄がみてとれる<sup>1</sup>。

その背景のひとつには、殖産興業政策のもとで各地に炭鉱や工場がつくられ、男性労働者の集まる場所に、はげ口として遊廓のような場所が必要とされたことが挙げられる。またそのように工業が優先された結果、地方の農村は、貧困の犠牲となった。貸座敷で働いていた娼妓には、地方の農村出身者が多かったとされている。そこには、娘を遊廓に売らざるをえないほど貧しい小作農民たちの姿があった。

また、富国強兵政策による軍国主義の台頭により、各地に軍隊が設置されるようになると、その周辺にも遊廓が設置されるようになる。軍人たちの士気を高めるため、また性病の管理のために、そのような場が必要とされたのである。軍国主義の強化と侵略戦争への道を歩みすすめていく中で、女性のセクシュア

<sup>1</sup> 『日本女性の歴史 性・愛・家族』 p193より

リティは、モノとして扱われていく。

久留米市にも、公の遊廓である桜町遊廓が、明治31（1897）年、原古賀町に設置されている。ここで注目したいのは、桜町遊廓の誕生時期が、久留米市に軍隊が設置される時期とほぼ重なっている点である<sup>2</sup>。桜町遊廓の誕生と発展は、久留米市の軍都としてのあゆみと連動しており、また『福岡日日新聞』における桜町遊廓の娼妓と軍人の心中事件や、『軍人所得金日記帳』の存在からも、軍人と娼妓の明らかな関係を読み取ることができる。桜町遊廓は軍隊とともに誕生し、そして発展していったひとつの事例として取り上げることができると思う。

しかしながら、久留米市における遊廓研究および遊廓と軍隊の関係についての研究は、今、十分になされていない状況である。現状において、遊廓の存在については、自治体が編纂した研究史に概説的に触れられている程度に過ぎない。

そこで本研究では、久留米市における遊廓成立の過程および発展の歴史について、軍隊との関係を紐付けながら考察をすすめ、遊廓で実際に働いていた娼妓の生活実態について分析を行いたい。そうすることで、久留米市における遊廓の特質を明らかにするとともに、近代化の過程で国家に囲い込まれて行く女性のセクシュアリティをめぐる課題についても迫ることができたと考えている。娼妓の生活実態については、桜町遊廓内で営業が行われていたとされる「福寿楼」の一次史料である『娼妓所得金日記帳』（久留米市教育委員会所蔵）を参考にしながら考察をすすめていく。

## 1. 近代における遊廓

### (1) 遊廓とは

遊廓は、男性に対する、性的サービス（売春）を仕事とした女性を集めた店の集まりのことである。これらの女性は、遊女、売春婦、娼妓などと呼ばれていた<sup>3</sup>。遊廓は、まちの中の治安維持、性病予防などの管理を行う目的で、一カ所に集められる形で存在していた。遊廓といえば、江戸時代においては、江戸の吉原遊廓、京都の島原遊廓、長崎の丸山遊廓などが知られているが、大都市だけでなく地方の小都市においても、つまり全国各地で営業が行われていた。

娼妓たちの多くは人身売買によって身売りされ、借金のかたに体を売る形で働かされていた。自由もなく囲われた廓の中に閉じ込められ客をとらされる彼女たちはまるで籠の鳥であった。

明治5（1872）年に出された「娼妓解放令」によって、人身売買・年季奉公が禁止され、娼妓の解放が発せられた<sup>4</sup>。しかしながら、その後の対応は地方長官に一任されることとなり、そこで貸座敷制がとられることとなる。貸座敷とは、経営者が娼妓に座敷を貸すという建前で営業される店のことで、そこで娼妓は自由意志という建前で売春営業を行うという形がとられた。娼妓、貸座敷経営者ともに免許鑑札が与えられ、両者から税金をとって県がその営業を認めるという枠組みが決められた。

人身売買は前借金、売春を行う場所はあくまでも貸座敷という名称に言い換えられ、ここに近代公娼制度が成立したと言える。また明治33（1900）年の内務省令によって貸座敷制は再び全国統一の政府統轄となり、娼妓年齢や娼妓登録、廃業までが細かに決められた<sup>5</sup>。ここからは、女性のセクシュアリティおよび人権が、地方ないし国家によって管理されていく過程を見ることができる。

<sup>2</sup> 遊廓設置と軍隊設置が決定したのが、ともに明治29（1896）年。実際に軍隊（歩兵第48連隊）が駐屯したのが明治30（1897）年。遊廓が原古賀町に開業したのも明治30（1897）年。

<sup>3</sup> 明治以降は一定の名称を持たなかった公娼のことを統一し基本的には娼妓と表すようになった（官制用語）。

<sup>4</sup> 太政官布告第295号。「娼妓・芸妓等年季奉公人一切解放可致」。

<sup>5</sup> 内務省令第44号「娼妓取締規則」。娼妓年齢は18歳以上。娼妓は保証人とともに警察に申請し、娼妓名簿に登録・鑑札を受けてはじめて営業することができる。また娼妓は検梅義務を負う。

本論文では近代期以降につくられた遊廓に焦点を当てていく。そこで、遊廓において売春営業を行う女性のことを娼妓、お店のことを貸座敷（建物のことは妓楼）、その集まりを総称して遊廓と呼ぶこととする。

## (2) 貸座敷免許地を設ける際の基準

明治時代になると、殖産興業および富国強兵のスローガンのもと近代的な国家づくりのために、日本各地において工場や炭鉱、そして軍隊関連施設などがつくられた。そのような男性労働者の集中する地の周辺に、遊廓は設置されていったということは先に述べた通りである。しかしながら、遊廓は、人口が集まる場所であればどこでも設置を認められていたというわけではなく、政府によって営業が許可された地（貸座敷免許地）でないと設置および営業を行うことができなかった。

では、具体的にはどのような地が貸座敷免許地として選ばれたのであろうか。ここで、その貸座敷免許地を設ける際の基準として、明治33（1900）年に内務省警保局長が出した『貸座敷免許地標準内規』を紹介したい<sup>6</sup>。この内規には、どういった場所やどういった場合に貸座敷を置いてよいのかという条件が記されている。それによると、「戸数2000戸、人口一万人以上の市街地であること」が第一条件になっている。注目したいのは、この条件に附属している但し書きである。その但し書きには「ただし、兵営諸営地・船着き場その他と特別の事情あるものはこの限りにあらず」と記されており、仮に人口1万人以下という小都市でも、兵営が設置されていれば、貸座敷免許地に認定されるということがわかる。ここから、遊廓設置にあたっては、特に軍隊の存在が大きく意識されていたということを見てとることができるのではないだろうか。またそこには、軍隊には遊廓が必要であるといったような当時の通念を読みとることもできるかもしれない。

## 2. 桜町遊廓の成立および発展

### (1) 久留米市と貸座敷設置問題

ここからは、久留米市に存在していた桜町遊廓の歴史に焦点をあて、桜町遊廓がいかにして成立し、そして発展していったのか、その過程をみていきたい。まず、久留米市にどのようにして遊廓が設置されることになったのかという流れを紹介したい。そこには注目すべき点がある。

明治22（1889）年7月、門司港、博多港が特別輸出港に指定された。九州鉄道が博多駅の筑後川対岸まで開通したのもこの年の年末である。また県下の石炭産出の増加とともに、労働人口が増加した。港や鉄道の開業によって人の往来が盛んになり、工事現場や炭鉱など労働人口が集中する場所では、密売淫が盛んとなっていた。

そのため各地において、新たな貸座敷を設置するための動きが大きくなっていった。その一方で、キリスト教関係者や自由民権運動者、婦人解放運動者などが中心となった廃娼運動も根強くあった。当時、貸座敷問題は、さまざまな人々にとって、とても大きな関心事であったのである。

久留米が市制を敷き、久留米市となつてはじめての年の市会で、もっとも激しく議論されたのが、この貸座敷設置問題であった。明治22（1889）年12月6日の市会において、貸座敷設置の諮問案が出された。概略は次の通りである。

本県においては本年県令をもって、貸座敷設置場所の区域等を指定される予定である。指定以外の場所に新設が認可されるのは容易ではないかもしれないが、土地の状況によっては認められるかもしれない。

<sup>6</sup> JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A0503240590、内務大臣決裁書類・明治33年（国立公文書館）より

久留米市においては、筑後川改修工事や鉄道敷設のこともあり、日に日に盛運に向っており、今までとは状況が一変しようとしている。そのため、貸座敷設置も認められるかもしれない。貸座敷は、道徳上考えれば醜猥なものであるが、利益も多い。設置すれば、いくぶんか風儀を乱し、道徳を汚損するのは免れないかもしれない。しかし密売淫増殖の弊害を防ぎ、また客足を誘引し土地に繁栄をもたらすことができるかもしれない。一利あれば一害あるのは、自然の道理である。

市制を施行したが各地方に比べると、面積人口及び商工の程度も劣等である。財政上困難な点もあるので、市の繁栄を図り市費の負担を安くして、独立自治につとめなければならない。そのためには、貸座敷設置も必要なことであるかもしれない。願書進達副申の都合もあるので一応諮問する<sup>7</sup>。

貸座敷は道徳上よくないものとしながらも、客足を誘引し、市が繁栄する可能性を持っている。道徳的な問題よりも、久留米市が近代化に向かって繁栄することに重きがおかれていることがわかる。

しかしながら、この諮問案について、教育者などを中心にたちまち反対運動が持ち上がった。市会に反対の建議書が提出されるだけでなく、市長や市参事、市会議員に直接意見を陳情する運動者もいた。

当時の『福岡日日新聞』は毎日のようにこの貸座敷設置問題を取り上げており、この問題の注目度の高さがうかがえる。

その後市会が開かれ、可否を決定することとなった。そこでも設置論者と反対論者の双方が激しい議論を展開。双方がどちらも譲らず、結果は、設置を否とする者が9名、可とする者が8名、加わらなかった者が4名、そして欠席者が9名であった。設置否決の結果が出たとはいえ、一名の差で欠席者も多数であったということ、またこれは諮問案であって、決定ではないということから、この問題はその後尾を引くことになった。

明治26（1893）年、再び市会で取り上げられることになる。ここでも設置論者と反対論者の間で激しい議論が繰り広げられた。議論は数日にわたり、毎日数百人の傍聴者が訪れ、喧噪を増した。最終日には1500人にも及ぶ傍聴者が訪れる中で、設置反対7名、設置賛成17名、欠席5名という結果で、前回の市会とは違って、設置賛成者が設置反対者を大きく上回ることとなった。

しかしながら、その結果を受け、市民の中での反対運動はますます盛んになり、反対運動者は米屋町に「非置娼同盟本部」を設置した。これに対し、賛成運動者も片原町に「非置娼圧倒本部」を設けるなど負けてはいなかった。しかし、反対運動者は、久留米市内において2855戸（全戸数の64%とされる）から設置反対の署名を集め、市内27区中21区の区長からも設置反対の意見を集め県知事に陳情にいくなど、反対運動者のほうが、久留米市民の多くを味方に付けたようだった。

その後、市参事会では、貸座敷設置を否決した。市会では、反対、賛成と意見が揺れ動いたものの、市民の激しい反対運動そして、市参事会での否決を受け、結果として、久留米市における貸座敷設置は当分困難になったかのようにみえた。

## （2）桜町遊廓の誕生

貸座敷設置については当分困難になったかのようにみえた久留米市であったが、明治29（1896）年になって状況は一変する。

明治後半は、軍国主義が押し進められていく時代である。明治6（1873）年に徴兵令が制定され、それに伴い、近代国家としての本格的な徴兵制軍隊の建設が着手されていった。フランス、ドイツとともに三国干渉を行い極東進出の気配を強めていたロシアに対抗するため、陸海軍の軍備拡張を政策の重点に置くようになった。当時の政府もそして国民もこれを支持した。

<sup>7</sup> 明治22（1889）年12月6日の市会において市参事会が出した貸座敷設置問題の諮問案。『久留米市史』第3巻参照。

このような軍備拡張の一環として、福岡県でも兵營の新設がすすめられ、新たな設置場所として久留米（筑後川川岸付近）が挙っているという噂が流れ、久留米市民たちは、この好機を逃すべきでないとい兵舎の誘致を熱望した。それをうけて久留米市長は、地勢及び地価などを調査の上上京し、その関係当局に、久留米市に誘致してくれるよう陳情した。久留米市の他にも佐賀県が名乗りを挙げていたこともあり、市長は再び上京し、約4万坪の営舎敷地の献納を申し出て、猛運動を展開、それが功を奏し、久留米市は軍の誘致に成功する。こうして、翌年の明治30（1897）年、当時の国分村（現・久留米市国分町）に歩兵第48連隊の兵舎が設置された。通称「久留米48」の誕生であった。

兵營新設が決まったとたん動き出したのが、貸座敷設置問題である。市民の世論が貸座敷設置に傾き、設置論運動者は、反対論運動者の運動を押し切って、県に貸座敷の設置を請願した。その結果、明治29（1896）年9月19日、県令74号をもって、久留米市原古賀町に貸座敷設置が認可されることとなった。当時の『福岡日日新聞』を見てみると、貸座敷設置場所が原古賀町に決まるまで、市内のあらゆる町が、設置に名乗りを上げていたことがわかる。

市会において一度設置賛成が可決されたことがあるとはいえ、市民の多くが設置反対であり、市内27区中21区の区長も反対の意思表示をしていたというのに、兵營新設が決まったとたん、町レベルでの積極的な貸座敷設置運動がすすめられたという事実は、興味深い動きである。軍隊と遊廓—これが、久留米市における遊廓設置の流れにおける注目すべき点である。

### （3）桜町遊廓の発展

桜町遊廓は、1896（明治29）年の9月に設置が決まった。『福岡日日新聞』によると、その後1897（明治30）年7月に開業したことがわかる。もともとは7月1日より開業の予定であったが、工事の都合によって、正式には27日からの開業となった。原古賀町の空き地7000坪を整備することから始まったので、大規模な工事に時間がかかったことは想像に難くない。

また、開業を前に、遊廓運営に関連するいくつかの組織が立ち上げられていたことがわかっている。花柳病が伝染するのを防ぐ目的でつくられた福岡県久留米娼妓健康診断所や驅梅院といった病院関連施設、貸座敷営業希望者を相手に貸地や貸家を行う組織および遊廓取締事務所など、設置が決まった早い段階から遊廓の開業、開業後の運営や娼妓の健康管理といったことが円滑に進むような取り組みがなされていたことがわかる。このような準備を経て、明治30（1897）年7月27日、桜町遊廓は開業する。7月27日開業時は3、4軒であったとされる遊廓であったが、その後数を増やしていき、翌年の明治31（1898）年10月には正式に開業式を挙した。

一方、軍隊関係では、明治29（1896）年の歩兵第48連隊および旅団司令部の駐屯にはじまり、明治40（1907）年には第18師団の設置も決まり、それに伴って、明治41（1908）年には、騎兵第22連隊、野砲兵第24連隊、山砲兵第3大隊、輜重兵第18大隊、歩兵第56連隊、明治42（1909）年には工兵第18大隊が設置されるなど、久留米のまちはいよいよ軍都としてのあゆみをすすめていく。

その軍都としてのあゆみに連動するように、桜町遊廓も、明治32（1899）年には妓楼数12軒、娼妓数94名であったのが、18師団が設置された以降である大正3（1914）年には21戸、娼妓数248名と、規模を大きくし、繁栄を極めていく<sup>8</sup>。

<sup>8</sup> 久留米市『久留米市誌中編』p767より

### 3. 久留米市における軍隊と遊廓

#### (1) 軍隊と遊廓

##### 1) 軍隊駐屯地と遊廓

日本各地における軍隊と遊廓の関係については、松下孝昭によって類型化がなされているが、それによると、都市に軍隊が設置されることが決まった途端、もれなくその周辺部に遊廓が設置されるケースが多いということがわかる<sup>9</sup>。

例えば、香川県の善通寺では明治29（1896）年、第11師団の配備によって遊廓がつくられている。また同じ明治30（1897）年長崎県大村においては歩兵第46連隊の移駐、また宮崎県都城においても歩兵連隊の配備によって、それに伴い遊廓が設置されている。このように、日本各地の多くの都市において、軍隊の設置と遊廓のそれとが連動しているのがわかる。

##### 2) 『全国遊廓案内』にみる軍隊と遊廓の関係

またここからは、昭和5（1930）年に刊行された『全国遊廓案内』から軍隊と遊廓の関係を示す記述を紹介する<sup>10</sup>。『全国遊廓案内』は、日本全国の都市に存在していた遊廓を地域ごとに紹介するガイドブックである。それによると千葉県佐倉の遊廓紹介においては「主に軍人が相手である」、神奈川県横須賀では「貸座敷も鎮守府の開設と共に出来たもので、云はば海軍女郎部屋である」、このほか香川県善通寺では「此処の遊廓は恰度乃木将軍が師団長時分に設置されたものである。詰り軍人のために出来た遊廓の様なものである」ということが書かれている。

#### (2) 軍人の遊廓利用

##### 1) 「軍人娼妓」の存在

久留米市の桜町遊廓も軍人によって利用されていたのであろうか。以下、福寿楼の一次史料である『娼妓所得金日記帳』と『福岡日日新聞』の記事を参考に考察を行いたい。

『娼妓所得金日記帳』は、桜町遊廓において営業を行っていた福寿楼で働いていた娼妓たちの金銭記録である<sup>11</sup>。その日記帳のうちの一つに、『軍人所得金日記帳』というものがある<sup>12</sup>。

ここで注目したいのは、「軍人娼妓」という言葉である。歴史的な流れからみると、軍隊との関係が考えられる桜町遊廓であるが、これまで実際に軍人が利用していたということがわかる資料は明らかにされていなかった。その点において、『軍人娼妓所得金日記帳』の存在は、まさに桜町遊廓が軍隊に必要とされ、軍人によって利用されていたことを示す証拠になるのではないだろうか。千葉県佐倉の遊廓のように、桜町遊廓の営業が「主に軍人が相手である」とまでは断定できなくとも、福寿楼には軍人を相手する専門の娼妓がいたということが言えるのではないかと考える。

この『軍人娼妓所得金日記帳』は福寿楼で働いていた千代鶴という娼妓のもので、彼女が「軍人娼妓」として在籍していたのは、昭和初期である。

##### 2) 『福岡日日新聞』にみる軍人と娼妓の事件

ここで、軍人が桜町遊廓を利用していたことがわかるもう一つの資料として、『福岡日日新聞』の記事を2つ紹介したい。

<sup>9</sup> 松下孝昭『軍隊を誘致せよ』

<sup>10</sup> 林博史「遊廓・慰安所」『地域のなかの軍隊9 軍隊と地域社会を問う—地域社会編』参考

<sup>11</sup> 『娼妓所得金日記帳』は久留米市教育委員会所蔵。

<sup>12</sup> 『軍人所得金日記帳』（複写）は久留米市図書館所蔵。

1つ目は、大正3（1914）6月30日付で、「砲工長と娼妓の心中」という見出しのついた記事である。大正3（1914）年は、原古賀町遊廓が一番栄えていた頃である。「久留米原古賀町遊廓晩翠楼で29日朝、野戦砲兵第24連隊2等砲工長と抱娼妓君子が心中」したことが書かれている。

2つ目は、大正13（1924）年7月3日の記事で「軍曹、娼妓を殺して逃ぐ」という見出しで、軍人が起こした娼妓殺害事件が取り上げられている。記事には、「久留米輜重兵隊第二中隊軍曹（25）は、1日夜久留米市原古賀遊廓清川楼にて娼妓ヨシ（22）と遊興就寝の末、2日午前4時頃、ヨシの咽頭部に細紐を巻き付けて殺害。その後軍服と帯剣を脱ぎ捨て、浴衣と女下駄で逃走。」とある。

たった2つの事件ではあるが、軍人が桜町遊廓に登楼していたことを読み取ることができる。また、この2つの事件に登場する軍人2人とも、階層が下士官レベルであったこともわかる。軍隊の中では、一般兵士よりも階級の高い軍人のほうが遊興しやすい環境にあったのではないかと考えられる。

そのほかこの記事内容からは、軍人が軍服を着用し帯剣を身につけたまま登楼していたこともわかる。つまり、軍人が遊廓を堂々と利用していたということが言えるのではないだろうか。

#### 4. 『娼妓所得金日記帳』にみる娼妓の生活

##### (1) 福寿楼の『娼妓所得金日記帳』

ここまで、桜町遊廓の成立および発展について、社会および軍隊とのかかわりをはじめとする、マクロレベルな視野から考察を行ってきた。ここからは桜町遊廓の中で働いていた娼妓の生活に焦点をあてていく。

⑥ 娼妓 かる多分 ⑦ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	⑤ 久留米市原古賀町 ④ 山口県 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	③ 娼妓所得金日記帳	② 至大正〇年 〇月〇日 ① 自大正八年十二月九日
--	---	------------	------------------------------

(図1) 『娼妓所得金日記帳』表紙

『娼妓所得金日記帳』は、桜町遊廓の福寿楼で働いていた娼妓の金銭記録である。この『日記帳』（以下、『日記帳』と略す）は、表紙および中身の様式が統一されており、おそらく桜町遊廓組合において一括印刷し、各楼に配布、使用させていたものと思われる<sup>13</sup>。

『日記帳』は、大正初期から昭和初期までのもので、それぞれの時代に所属していた娼妓21人の金銭記録をみることができる<sup>14</sup>。

ここで、『日記帳』の構成内容を紹介したい。一例として、「かる多」という源氏名を持つ娼妓の分を取り上げる。

1) 表紙（図1参照。①～⑧の数字は筆者注。太字部分は印刷、そうでない部分は手書き。○は空欄、□は伏せ字を示す。）

①娼妓の開業年月日。

②娼妓の廃業年月日。この部分は21人分すべて空欄となっている。

③太字で「娼妓所得金日記帳」と印刷されている。

<sup>13</sup> 各地の遊廓ではそれぞれ自治・運営を行う組合組織が存在していたとされる。桜町遊廓においても、桜町遊廓組合が存在していた記録が残っている。

<sup>14</sup> 先の『軍人所得金日記帳』も合わせた数。また、時代によっては同じ福寿楼のものでも、表紙が『娼妓稼高賃借計算台帳』や『収支計算簿』となっているものもある。

- ④娼妓の本籍地住所。記載がない、裏表紙などに記載されているものもある。
- ⑤久留米市原古賀町のあとに、妓楼名を書く仕様になっている。ここに、福寿楼と記されているものもある。
- ⑥娼妓の源氏名。
- ⑦娼妓の本名。
- ⑧娼妓の生年月日。記載がない娼妓が多く、裏表紙に記載されているものもある。

## 2) 裏表紙

『日記帳』の裏表紙の部分に、本籍地住所、娼妓の本名、生年月日、また保証人名として実父の名前および生年月日などが記されている場合もある。

## 3) 1 ページ目

1 ページ目には、「貸金額〇圓也」という印刷があり、娼妓の前借金額を書き込む欄がある。また、「但利子一ヶ月ニ付〇歩」といったように、利子額についての附記もされている。

## 4) 内容

娼妓の一日の稼ぎ高、それを合計した一ヶ月の稼ぎ高総計金が計算されている。また稼ぎ高総計金から食費や利子などが引かれる様子も記されている。この内容についての詳細はのちに詳しく考察する。

## (2) 娼妓たちの諸属性

### 1) 娼妓たちの出身地

福寿楼で働いていた娼妓たちは、どのような人物であったのだろうか。『日記帳』より、それぞれの娼妓の出身地と在籍時の年齢を見ていくことで、娼妓たちの人物像を明らかにする。『日記帳』に記された21人分の娼妓の出身地に注目してみると、出身地の記載がある者が8名、記載がない者が13名となっている。記載がある者を出身地別に見てみると、大阪府出身が1名、山口県出身が2名、熊本県出身が1名、福岡県出身が4名という内訳になる。限られたデータであるが、福寿楼には、福岡県出身者が多かったということがわかる。細かくみてみると、遠賀郡、築上郡、鞍手郡、三潞郡となっており、久留米市内の出身者はいない。

例えば、山口にも三潞郡にも遊廓は存在している。しかし、娼妓たちは、そういった出身地に近い地元の遊廓でなく、久留米の遊廓で働くことを決めている。家庭の貧困を救うため、娘が娼妓になり、家にお金を入れることは、親孝行という美談で捉えられる向きもあったが、一方で、売春業に対する偏見もあったにちがいない。地元の遊廓で働くとすれば、知り合いと顔を合わせる可能性も予想できるので、他所の土地で働くことを決める場合が多かったのではないかと考えられる。こうして福寿楼の娼妓たちは、ゆかりもない土地に集められた、同じ境遇の女性たちで構成されていたということが言えるのではないだろうか。

### 2) 娼妓たちの年齢

次に、在籍時の年齢について見てみたい。『日記帳』において、生年月日の記載がある者は21名中5名である。5名の生年月日と開業年月日を照らし合わせ計算してみると、例えば「小菊」は、大正8（1919）年に娼妓業をはじめているが、その当時23歳ということがわかる。同じく大正8（1919）年に開業した「かる多」は、25歳、「小奴」は31歳である。また、大正11（1922）年に開業した「巴」は19歳、大正14（1925）年に開業した「曙」は16歳である。10代の若さで娼妓業をはじめた女性もいたのである。5人と

いう少ないデータではあるが、福寿楼においては、10代～30代までの娼妓たちが働いていたということがわかる<sup>15</sup>。

### (3) 娼妓が誕生するまで

#### 1) 斡旋業者の存在

福寿楼の娼妓たちの出身地がさまざまであったことは先に述べた通りである。現代のように交通の利便性がよいとは言えない時代に、娼妓たちは久留米以外の地からどのようにして桜町遊廓にやってきて、そして働くようになったのであろうか。そこには斡旋業者の存在を読み取ることができる。

斡旋業とは、いわゆる人材紹介業である。当時の斡旋業には、一般的な仕事を紹介するものとは別に、芸娼妓斡旋業という芸妓・娼妓専門の紹介業が存在していた。芸娼妓斡旋業者の仕事は、遊廓経営者である求人者と、遊廓で働こうとする求職者のマッチングを行うことであった。

#### 2) 紹介斡旋の順序および手続き

次に、芸娼妓斡旋業者の仕事内容つまり紹介斡旋の順序および手続きについて紹介したい。それは、どのようにして娼妓が誕生するか、という過程でもある。その際、参考資料として、『芸娼妓酌婦紹介業に関する調査』を取り上げる。これは、東京付近における芸娼妓酌婦紹介業の実情について調査されたもので、調査時期については大正15（1926）年に限られているが、近代において、娼妓たちがどのようなやりとりを経て遊廓で働くことになったのかを知ることができる貴重な史料である。

芸娼妓を紹介斡旋するためには、いくつかの手順方法を踏まなければならなかった。求人や求職があった場合、紹介業者が、第一に着手しなければならないのは、身辺調査であった。なぜなら、芸娼妓酌婦の稼業は、許可制度であり、家計がひどく困窮していない者や健康状態が悪い者などは不許可になる場合もあるので、まず、身辺調査を行い、許可の見込みがあるかどうかをあらかじめ見定める必要があったからである。

調査方法には2通りあった。直接調査と間接調査である。前掲書より原文を掲載する<sup>16</sup>。

#### 直接調査

(1) 求職者の住所氏名職業 (2) 希望の種別 (3) 親権者の有無 (4) 有りとすれば承諾の有無 (5) 出稼すべき土地の撰定、前借金高及就業期間 (6) 転換者については負債の有無並に転換の理由 (7) 保証人の樹所氏名職業

#### 間接調査

(1) 戸籍謄本に依る親権者の真偽 (2) ○抱主の有無、有りとすれば解約の顛末 (3) 求職者と親権者の真偽 (4) 求職者の夫又は内縁の夫情夫の有無、有りとすれば同意の可否 (5) 家族の素行

以上の調査を行い、娼妓においては、省令ならびに府県令などに差し支えないかの判断ののち、はじめて紹介への手続きがすすめられることになる。

まず、求職者を求職者の希望する条件に適応する土地の求人者に紹介<sup>17</sup>。もし求職者が希望する土地に

<sup>15</sup> 以上『日記帳』より出身地および在籍時年齢から考察を行ったが、娼妓がどのように働いていたのかということをもより詳しく知るためには、在籍年数や一ヶ月の稼ぎ高なども調査する必要があると考える。このことについては今後の課題とする。

<sup>16</sup> ○の部分は判読不能。

<sup>17</sup> ここで言う求職者は娼妓希望者、求人者は貸座敷経営者を意味する。

求人がない場合、また、そこに需要があったとしてもそれが取引先でない場合は、取引を行っている同業者に紹介し、斡旋を委託することもある。芸娼妓の紹介斡旋は、このように、単独的紹介だけでなく、共同的な紹介によって話がまとまるものもあった<sup>18</sup>。

さて、求人者と求職者のマッチングがすすむと、求人者は求職者と接近することを望む。「目見栄」と言って、直接顔を合わせいわゆる面接を行い、採用の可否を判断する。しかし、このとき、求職者が遠方に住んでいる場合は、紹介業者が求人者に求職者の写真をはじめとする書類を送り、それによつての判断となる。この場合は、契約の段階にすすむまで、日数がかかった。

そうして、お互いがお互いの条件に合意すれば、契約成立となるのだが、その際もっとも重要になるのが、前借金額の取り決めであった。はじめて娼妓になるという求職者は、求人者である抱え主と求職者の親権者が前借金の授受をしなけりばならなかつたが、それは、紹介業者の責任のもと行われた。この前借金額については、後に述べる。

### 3) 警察署における調査事項

斡旋先が決定してもすぐ就業開始とはならない。その後、警察署からの許可を受けるための手続きがあつた。許可がおりるまでには具体的にどのような調査があつたのか、東京地方における調査事項になるが、再度『芸娼妓酌婦紹介業に関する調査』を参考に取り上げる。

(1) 族籍住所氏名 (2) 娼妓となる事由及び家計の状態 (3) 承諾書に捺印せしは事実なりや (4) 曾て娼妓たりし事あれば稼業開廃年月日場所並に廃業の理由 (5) 前科及び目下犯罪の有無 (6) 有夫の婦にあらずや (7) 素行及び来歴 (8) 教育程度 (9) 警察上参考となるべき事項

これらの項目は、紹介業者によつて行われる間接調査とよく似ているが、以上の調査に加え、警察署による許可が下りるためには、求職者たちは、警察署内における医療関係者による健康診断を受けなければならなかつた。

健康診断においては、身長・体重、体格、栄養、乳房、淋巴腺、皮膚、頭髪、腋毛、陰毛、月経初潮、特徴、骨盤計測、春期発動期の疾病、既往の花柳病、各臓器の健否、局部肛門に於ける異常及び疾病の有無といったものの状況が確認された。

求職者たちは、その結果、合格者、一時的不合格者、絶対的不合格者に分けられ、合格者は、診断書を受け取り、それを警察署に提出し、そこではじめて就業が適当であると見なされ、許可が下りることとなる。

一方、この健康診断で不合格となると、許可が下りず、就業することができないので、そうなつた場合、紹介業者のこれまでの動きはすべて無駄になる。そのために紹介業者たちは、最初の調査（直接調査・間接調査）を念入りに行う必要があつたのである。

## (4) 娼妓という名の商品

### 1) 前借金の金額

娼妓となる契約にあたって一番重要視されていたのが、前借金の取り決めであつたことは先に述べた通りである。家計を助けるためには、前借金の金額は多いほうがよい。しかしその負担は、娼妓たちの心にも体にも重くのしかかつていく。

『日記帳』には、21人中10人のものに前借金の金額記載がある。それぞれを見てみると、その金額に違

<sup>18</sup> 一人の紹介業者によつて斡旋を果たせるもの（単独的紹介）のことを「一本玉」、数人の紹介業者が共同して斡旋を果たせるもの（共同的介绍）のことを、関わつた人数によつてそれぞれ「二本玉」「三本玉」「四本玉」といったように呼んだ。

いがあることがわかる。金額が多い者もいれば少ない者もいる。

前借金の金額は、どのようにして決められていたのであろうか。ここで、『浮浪者と売笑婦の研究』より娼妓の稼業実態について紹介したい<sup>19</sup>。その中の「一 売笑婦の前借金」という項目に、前借金の高低を定める基準が掲載されている。それによると、娼妓は、「イ年齢 ロ容貌 ハ健康」の3つによって前借金の高低が決められるといい、一番重要視されていたのが、年齢の若さであったということがわかる。

『日記帳』によると、福寿楼では、一番高い前借金の娼妓が大正14（1925）年から在籍の「曙」で2100円、低い娼妓は、同じく大正14（1925）年から在籍となっている「一〇」で650円となっている。「曙」の2100円は、当時の物価と照らし合わせてみると、破格の高額であったことがわかる<sup>20</sup>。「曙」は、大正14（1925）年当時16歳であり、他の娼妓に比べると、とても若かったことがわかる。

福寿楼においても、若さが評価の対象の一つであったということが言えるのではないだろうか。

## 2) 娼妓の揚げ代

次に、福寿楼の娼妓がいくらで客に買われていたのか（揚げ代<sup>21</sup>はいくらであるか）ということ考察していきたい。ここで、ふたたび『全国遊廓案内』を取り上げる。そこには、久留米市の桜町遊廓についての記述もあり、揚げ代についての紹介もある。以下、その一部分を引用する。

現在貸座敷が二十三軒あって、娼妓が百五十人居る（中略）費用は御定り甲（一泊）四円、乙（一泊）三元であるが、外（ほか）に菓子代五十銭、税が一割掛るから約四五円位と思わねばならない。外に二時間遊びもあって二円である。

ここから桜町遊廓の揚げ代には、ランク分けがされており、甲（一泊）4円、乙（一泊）3円となっている。ただし、菓子代50銭、税が一割掛かるといい、全体でかかる金額は、約4、5円であったということがわかる。この4、5円という金額は、当時の物価と照らし合わせてみると、決して安いものではなかったと思われる<sup>22</sup>。庶民にとって、貸座敷において娼妓を買うということは、高級な遊興であったということがわかる。

## 3) 「小菊」の場合

一晩の遊興において客が支払う揚げ代は、4、5円。しかしながら、このお金がすべて娼妓の懐に入ったかという、そうではなかった。『日記帳』より「小菊」のケースにおいて金銭の流れを確認し、最後に、娼妓の生活について考察したい。

「小菊」は、大正8（1919）年12月、23歳のとき福寿楼にやってきた。前借金は、1600円であった。大正8（1919）年12月12日に初床、それからほぼ毎日客をとっている。揚げ代は、4円50銭である。12月は、18日間働いており、一日に2人の相手をしている日もあるので、当該月の売り上げは、92円70銭となっている。しかしながら、この売り上げ金（稼高総計金）の半分は、経営者に渡すことになっており、手元に残るのは、46円35銭である。

<sup>19</sup> ここでいう売笑婦とは、娼妓のこと。『浮浪者と売笑婦の研究』（1927年）には、著者の草間八十雄による現地踏査をもとに、娼妓の生活事情、稼業実態が詳述されている。

<sup>20</sup> 一例として、大正10（1921）年時の公務員上級職の初任給が70円、銀行員の初任給が50円。『日本の物価と風俗130年のうつりかわり』参考。

<sup>21</sup> 娼妓と遊ぶときの代金のことを揚げ代という。

<sup>22</sup> 一例として、大正10（1921）年時、うな重が50銭、カレーライスが7～10銭。『日本の物価と風俗130年のうつりかわり』参考。



### 参考文献

- 加藤政洋『花街 異空間の都市史』（朝日新聞社、2005年）  
草間八十雄『浮浪者と売笑婦の研究』（文明協会、1927年）  
久留米市『久留米市誌』中編（久留米市、1933年）  
久留米市史編纂委員会『久留米市史』第3巻（久留米市、1985年）  
佐賀朝、吉田伸之編『シリーズ遊廓社会2 近世から近代へ』（吉川弘文館、2013年）  
山家悠平『遊廓のストライキ：女性たちの二十世紀・序説』（共和国、2015年）  
総合女性史研究会『日本女性の歴史 性・愛・家族』（角川選書、1992年）  
中央職業紹介事務局編『芸娼妓酌婦紹介業に関する調査』（中央職業紹介事務局、1926年）  
林博史ほか編『地域のなかの軍隊9 軍隊と地域社会を問う—地域社会編』（吉川弘文館、2015年）  
藤野豊『性の国家管理』（不二出版、2001年）  
文教政策研究会編『日本の物価と風俗135年のうつりかわり 明治元年～平成13年』（同盟出版サービス、2001年）  
松下孝昭『軍隊を誘致せよ』（吉川弘文館、2013年）  
森栗茂一『夜這いと近代買春』（明石書籍、1995年）  
『全国遊廓案内』（日本遊覧社、1930年）

### 参考資料

- 『軍人娼妓所得金日記帳』複製（久留米市図書館蔵、昭和初期）  
『娼妓取締所得金日記帳』かる多、小菊ほか（久留米市教育委員会蔵、大正時代）  
『内務大臣決裁書類』（国立公文書館）  
『福岡日日新聞』（福岡日日新聞社）